

# 主張

## 「部落探訪」削除裁判を支援し、鳥取ループの差別動画を残らず削除させよう

1

全国各地の被差別部落に潜入して写真や動画でそこが被差別部落であることをインターネット上でさらし続けている鳥取ループ(以下「鳥取ループ」)は、2015年12月から鳥取ループが自身のウェブサイトに公表してきたもので、被差別部落の個人の住宅や表札、工場、商店、自動車のナンバープレート、姓名が入った墓地の墓誌銘などの画像を掲載してきた。また、このさらし動画や写真、部落探訪の削除を求めてきた。今落は怖い、環境が悪い」と



さいたま地裁前でとりくまれた訴状提出前の支援集会(2023年12月6日・さいたま市)



訴状提出後にとりくまれた報告集会(支援する会結成集会)には80人が参加した(2023年12月6日・さいたま市)

年のはじめには新潟でも裁判が準備されているが、全国の同盟員は「部落探訪」を削除裁判を支援し、差別動画を拡散する悪辣な鳥取ループに鉄槌をくだそう。問題の「部落探訪」は2015年12月から鳥取ループが自身のウェブサイトに公表してきたもので、被差別部落の個人の住宅や表札、工場、商店、自動車のナンバープレート、姓名が入った墓地の墓誌銘などの画像を掲載してきた。また、このさらし動画や写真、部落探訪の削除を求めてきた。今落は怖い、環境が悪い」と

2

削除を求める裁判では、さらされた地域の代表が原告になることが要求されるので、部落解放同盟中央本部は「全国部落調査(復刻版)裁判の東京高裁判決(昨年6月28日)を待って、部落探訪」削除裁判の原告を募った。しかし、裁判を起せば、鳥取ループからのさらなるさらし行為や個人攻撃の対象となることが予想されるため、原告として立ちあがることにはかなりの勇気がいる。いくら「許せない」という気持ちがあったとしても、家族や親族

あるいは地域住民の理解と協力をなしに簡単に手をあげることはできない。そういうなかで、大阪府連富田支部の代表と埼玉県連熊谷市協の支部長が立ちあがって、二人の決断に心から敬意を表したい。

### 「部落探訪」削除裁判・報告! (支援する会結成集会)



▲報告集会で決意を語る片岡明幸・埼玉県連委員長(2023年12月6日・さいたま市)

3

ところでは鳥取ループは、16年に被差別部落の全国各地名リストである「全国部落調査」の復刻版を出版しようとした。この結果、21年9月27日に、東京地裁が「地名の公表は違法」という立場から出版の差し止めとネットからの削除を言い渡す判決を出し、昨年6月には、東京高裁も、出版の差し止めとインターネットからの削除を命ずる判決を出した。ところが高裁は、裁判で大きな争点になってい

4

「部落探訪」にたいしては、各地で削除を求める動きも始まっている。22年11月30日には、動画投稿サイトYouTube(ユーチューブ)を運営するGoogle社が、鳥取ループがユーチューブに投稿していた「部落探訪」の約170の動画を「ヘイトスピーチなどから利用者を保護するガイドライン」に違反しているとして、一斉に削除した。しかし、鳥取ループは地元の法務局や法務局支局に向いて削除要請をおこなう動きが広がっている。埼玉では13市で19か所の被差別部落が「部落探訪」に掲載されたが、そのうち狭山市、川越市、加須市、熊谷市など11市の首長がさいたま地方法務局や同支局

2

裁判についてみると、大阪は削除を求める仮処分を申し立てからはじめ、埼玉は本訴からはじめた。仮処分は、現時点で大変な被害が起きているので、それを仮の処分ですべて早急止めると、比較的短時間うちに裁判所の決定を出させる関として有効な方法だ。大阪府連では、仮処分(団体)が原告として認められることは難しいが、本訴であれば団体であっても権利侵害が争えるという考えから判断したものである。また、団体の権利侵害

3

を認めさせるのはハードルが高い。しかし、部落解放同盟という団体はそもそも支部員はもろろんのこと、

4

た「差別されない権利」を、実質的に認め、被差別部落の地名公表は「不当な差別を受けることなく、人間と同等に扱われる」という権利を主張している。

(1)  
 ・出張所に削除要請をおこなった。新潟でも13市町が「部落探訪」にさらされた

5

今回の「部落探訪」削除裁判の目的は4点ある。

1点目は、被差別部落の掲載による差別の拡大助長を食い止めることだ。部落探訪では、被差別部落の地名だけでなく個人の名前や住宅、墓地、隣保館、教育集会所などが差別的な解説つきで掲載されている。これは文字通り被差別部落を見せ物にし、被差別部落への差別意識を喚起する行為そのものである。19年に法務省が「インターネット上の部落差別の実態に

が、上越市や新発田市長などが新潟法務局などに削除要請をおこなっている。

係る調査」をおこなっているが、その結果をみると相当数の人たちがこれらの地名リストや動画を見ている実態がわかる。いまも毎日多くの人が「部落探訪」をのぞいており、部落差別は日々拡散されている。したがってまずは何よりも、これを食い止めることが裁判の目的である。

2点目は模倣犯を食い止めるためである。最近、鳥



決起集会で団結を固め府連総意の闘いとして裁判闘争に勝利しようとする赤井隆史・大阪府連委員長 (2023年11月25日・大阪市)

## 差別を禁止する法の実現につなげ

取ループの「部落探訪」の模倣犯があちこちであらわれるようになった。たとえば、奈良県や京都府の部落を集中的にさらすものが出てきている。現在、全国各地で市町村がモニタリングによる差別情報のチェックと削除要請をおこない、一定の成果をあげているが、完全に削除することができず、いたちここのような形で対処しているのが実態である。このような悪質な行為をすれば、裁判所から違法行為であるとの判決を受け、損害賠償金を支払わなければならないことを警告するのが2点目の狙いである。

3点目は、東京高裁の判決や法務省の行政指導を守らせることである。昨年6月、東京高裁は鳥取ループの地名リスト公表は差別を助長する違法行為であるという判決を出した。判決は「一切の方法による公表をしてはならない」(主文)

挑戦といふことはいえ、東京法務局が16年に鳥取ループをよび出して(差別)行為の不当性を強く認識して(反省し、直ちに(出

# 画期的な東京高裁判決を活用し闘いの強化を

おこなった。また18年に削除を言い渡したが、部落差別を禁止する法律がない

もネットに被差別部落を掲載し続けている。これは裁判所の判決を無視する明らか違法行為であり、国家にたいする挑戦だ。判決を守らないような人間を野放しにしてはならない。

めており、昨年12月4日には、国会議員による超党派の「ネット社会におけるプライバシーの在り方を考える議員連盟」が発足したが、今後差別を禁止する法律をつくるうえで、今回の裁判の判決が重要な役割を果たすことになる。裁判の判決は、法律に何を書き込まなければならぬのかを具体的に示す重要な内容になるのである。その意味での裁判は、差別を禁止する法律をつくるための闘いでもある。

6

「部落探訪」削除を求めているがいよいよ開始された。今年のはじめには新潟県連が裁判を提起す予定になっているが、三つの裁判が出そろったところで、国会での裁判報告集会の開催や勉強会など、国会にたいし問題提起をおこなっていく予定だ。

「全国部落調査 復刻版 裁判は6年かかったが、この援しよう。大阪と埼玉、新潟で勇気をもって立ちあがってくれた原告を孤立させない闘いをすすめてよ。」



▲決起集会の行動規範では差別行為の悪質性を広く訴える重要性も強調された (2023年11月25日・大阪市)



▶大阪地裁への仮処分申し立て後に記者会見と行った(2)023年11月6日・大阪市)